

日本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的プロモーション事業実施要領

制 定 令和 2 年 4 月 30 日 2 食産第 618 号
農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 食産第 607 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄 I の 3（1）日本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的プロモーション事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 食産第 608 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）とする。

第 3 事業の内容等

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、日本産農林水産物・食品の輸出の減少や商談機会の喪失等の影響を受けている国内の生産者・事業者・輸出商社等（以下「事業者」という。）が、国内及び海外における新型コロナウイルス感染症の状況に臨機応変に対応しつつ、新規市場の開拓や有望市場において新たな日本産農林水産物・食品の輸出商流の構築を行う取組に対して、次の 1 及び 2 に掲げる事業を総合的・戦略的に支援する。

本事業の補助対象となる経費は、次の（1）のイ及び（2）のイのとおりとする。

（1）海外見本市出展・国内外商談会等ビジネスマッチング支援事業

ア ジェトロは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受けている品目等について、輸出に取り組む事業者による新たな輸出仕向け及び輸出先国での仕向け先の転換（新規市場・有望市場獲得）を強力に後押しするため、中止等となった見本市や商談会等を対象に、同種の見本市への出展や代替の商談会の開催等、海外販路開拓・拡大のため、次に掲げる取組を実施する。

なお、以下の取組への参加事業者については、JETROが募集・選定する際に、出展希望事業者の新型コロナウイルス感染症による影響の度合いの高いものから選定する。

i 臨時・特別開催の商談会及び見本市への出展等サポート 別記 1

- ① 国内商談会の特別開催
- ② 海外商談会の特別開催
- ③ 臨時・特別開催の海外見本市への出展

ii 上記 i 事業実施のための事業者サポート体制の強化 別記 2

- ① 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催
- ② 輸出プロモーターの設置
- ③ 海外プロモーターの設置
- ④ 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化
- ⑤ 報告書の作成

イ 補助対象となる経費の範囲については、別記 1 及び別記 2 に補助の対象としないものとして定めるもののほか、次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- i 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」平成22年 9 月 27 日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）
- ii 補助金の交付決定があった年度より前に発生した経費
- iii その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

（2）日本産農林水産物・食品戦略的プロモーション事業

ア 日本食品海外プロモーションセンター（以下「J F O O D O」という。）において、新型コロナウイルスによって影響を受けている品目、国・地域について、プロモーションによる反転攻勢が効果的である日本産食材のPRキャンペーンをはじめとした戦略的プロモーションを企画・実施する。併せて、国内及び海外に配置する専門家を活用し、J F O O D O の取組の情報発信及び農林漁業者等の販売促進活動等のサポートを、ジェトロと一体的に実施する。

なお、事業の内容ごとの細部については、それぞれ別に定める。

i 反転攻勢のための戦略的プロモーションの企画・実行等 別記 3

- ① 新規・有望な各市場における戦略的プロモーションの企画のための国内外における情報収集・調査等
- ② 新規・有望な各市場における戦略的プロモーションの企画・実施等
- ③ 取組の実施状況及び結果（効果を含む。）に係る検証
- ④ 報告書の作成

ii 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等 別記 4

- ① 本事業の実施に必要な専門家の国内及び海外への配置
- ② 国内に配置する専門家による、新型コロナウイルス感染症の農林漁業者等の輸出への影響や輸出の回復・促進に向けた関心のヒアリング、海外輸出相談対応、J F O O D O の取組の情報発信及び対象国・地域・品目における販売促進活動への支援等
- ③ 海外に配置する専門家による、新型コロナウイルス感染症の当該国・地域における輸出に係る影響のヒアリング及び上記②の農林漁業者等へのサポートに必要な情報収集等

イ 補助対象となる経費の範囲については、別記 3 及び 4 に補助の対象としないものとして定めるもののほか、次の経費は、事業の実施に必要なものであ

っても、所要額に含めることができない。

- i 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）
- ii 補助金の交付決定があった年度より前に発生した経費
- iii その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

ジェトロは、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容（事業メニュー）の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの3の(1)日本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的プロモーション事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

3 ジェトロは、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができる。

なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。

ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第6 事業の着手

本事業の実施については、原則として、補助金交付決定後に着手するものとする。

第7 事業実施状況等の報告

ジェトロは、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、事業実施結果に係る報告書は、実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 補助金遂行状況等の報告

1 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を交付決定者（交付要綱第 3 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 11 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 報告又は指導

食料産業局長は、ジェットロに対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 9 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

ジェットロは、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 10 情報の取扱い

ジェットロの職員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第 11 その他

- 1 第 3 に掲げる事業内容等については、それぞれ相互に連携及び調整の上、行うものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。
- 3 事業の目的を達成するために、実施要領に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は事業の内容を変更する必要があるときは、農林水産省とジェットロが協議を行い、解決すること。

附 則 この要領は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

「臨時・特別開催の商談会及び見本市への出展等サポート」の事業の内容等

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受けている品目等について、輸出に取り組む事業者による新たな輸出仕向け及び輸出先国での仕向け先の転換（新規市場・有望市場獲得）を強力に後押しするため、中止等となった見本市や商談会等を対象に、同種の見本市への出展や代替の商談会の開催等、海外販路開拓・拡大のため、臨時・特別開催の商談会及び見本市への出展等サポートする本事業の内容及び交付要綱第1の事業に要する経費のうち補助対象となる経費の対象範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 国内商談会の特別開催

新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等と新規・有望市場におけるバイヤー等との商流構築を図るため、バイヤー及びディストリビューター等の招へいやテレビ会議等のツールの活用により、効果的かつ効率的な商談会を開催。

- (1) 参加者の募集・選定
- (2) 事前説明会の開催
- (3) バイヤー等の選定
- (4) 商談会の事前調整（参加者とバイヤー等との事前マッチングを含む）
- (5) バイヤー等の招へい
- (6) 商談会の開催
- (7) 商談会開催後の参加者への支援等
- (8) 報告書の作成

2 海外商談会の特別開催

新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等と新規・有望市場におけるバイヤー等との商流構築を図るため、当該市場において商談会を開催する。

- (1) 参加者の募集・選定
- (2) 現地情報の収集・提供
- (3) 事前説明会の開催
- (4) バイヤー等の選定及びバイヤー等向け情報提供
- (5) 商談会の事前調整（参加者との事前マッチングを含む）
- (6) 商談会の開催
- (7) 商談会開催後の参加者への支援等
- (8) 報告書の作成

3 臨時・特別開催の海外見本市への出展

新規・有望市場における日本産食品の商品価値を高めつつ商流構築を図るため、当

該市場で開催される有望な国際見本市へジャパンパビリオンを出展する。

加えて、有望国際見本市が開催されない場合には、必要に応じ、当該市場において日本産食品の展示を目的とした見本市を企画し、実施する。

- (1) ジャパンパビリオンへの参加者（以下「出品者」という。）の募集・選定
- (2) 事前の情報収集・提供
- (3) 事前説明会の開催等事前アドバイスの実施
- (4) バイヤーの招へい
- (5) 海外見本市へのジャパンパビリオン設置準備
- (6) 現地バイヤー等とのマッチング調整、広報活動
- (7) 海外見本市へのジャパンパビリオンの設置、商談の実施
- (8) 海外見本市開催後の出品者への支援等
- (9) 必要に応じ、海外見本市の企画・実施
- (10) 報告書の作成

4 補助対象経費

(1) 人件費

当該補助事業のために雇用し、本事業に直接従事する者にジェトロが支払う実働に応じた対価とする。

人件費の算定方法を示す書類、業務日誌等及び精算に要する書類については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付するものとする。

(2) 謝金

事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。事前説明会における有識者に対する謝金などを含む。

単価については、ジェトロの規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、設定するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

なお、ジェトロの構成員や事業に参画する事業者、参加者及び現地流通事業者に対しては謝金を支払うことはできない。

(3) 賃金

事業を実施するために必要となる業務（資料の整理・収集、商談会及び見本市への出展等サポート実施に係る補助等）について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。賃金の対価は、ジェトロの賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、設定するものとする。

(4) 旅費

交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、ジェトロが行う国内外商談会、海外見本市への出展、資料収集、各種調査及び打合せ等に必要旅費とする。学識経験者等の説明会等への招へいに係る国内外の移動に要する経費及び滞在費等を含む。

単価については、ジェトロの旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、単価を設定するものとする。交通費及び宿泊費は、格安航空券や新幹線＋宿泊パックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上、最も安価なチケット等を利用するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、旅費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は、対象としない。

なお、飛行機を利用した場合には、精算時に各人ごとの旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）及び領収書を提出するものとする。

（５）需用費

事業を実施するための消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通信運搬費、通訳費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、料理デモ等で使用する食材費、商談会参加又は見本市出展に係る物品の輸送費、文献・資料等購入費、送金手数料等の雑費、ＥＣサイト掲載に係る掲載料及び広告料等とする。インターネット使用経費（商談会等会場内に設置する事務局用インターネット使用経費を除く。）及び相手が不明な通話経費は、対象としない。

なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出するものとする。

（６）委託費

事業を実施するに当たり、特殊な知識等を必要とする場合において、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費であり、委託先を選択するときは、原則として競争に付すものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

（７）賃借料及び使用料

事前説明会や国内外商談会、海外見本市の開催会場の会場賃借料のほか、備品の使用料等とする。

５ 申請できない経費

実施要領第３の１の（１）のイに掲げるほか、次の経費は、事業の実施に必要な経費であっても申請できないものとする。

- （１）農林水産物等の購入に要する経費（調査のためのサンプル購入及び料理デモに係る出展品以外の食材の購入に要する経費を除く。）
- （２）商談会等の参加者及び現地流通事業者の人件費（料理デモやセミナー講師を依頼する場合を除く。）
- （３）飲食費
- （４）設備（機械・装置）等の購入、開発・改良及び据付等に要する経費
- （５）１件（個）当たりの購入価格が５万円以上の物品の取得に要する経費。

また、1件（個）当たりの購入価格が5万円未満のものであるが、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（家電、パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費

（6）ジェトロの他の事業と区分できない経費

（7）商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する経費

（8）日本国内の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）

6 留意事項

事業の実施に当たっては、輸出戦略に基づくとともに、以下に留意するものとする。

（1）国内外商談会及び海外見本市の開催場所等については、事業の成果を考慮しつつ、輸出戦略を踏まえて効果的かつ効率的な開催を行うこと。また、これらの選定に当たっては、農林水産省と協議を行うこと。

（2）国内外商談会及び海外見本市の参加者の募集・選定に当たっては、農林水産物等の輸出に意欲のある者を広く募集し、新型コロナウイルス感染症による影響の度合いの高い事業者から選定するほか、輸出セミナーや輸出プロモーターとの連携を図り魅力の高い産品を有する者の参加につなげること。

（3）事前説明会等を通して、商談に向けての有益な情報（当該国・地域の市場特性、輸出有望品目に係る最新情報等）や、物流・商流・決済システム等の輸出に当たって必要となる情報を提供するとともに、事前事後におけるバイヤーとの商談対応や参加者からの各種相談等に対して適切なアドバイスを行うこと。

（4）バイヤー等の選定に当たっては、輸出戦略に沿って、バイヤー等の開拓を行うとともに、農林水産物等の輸入に意欲のあるバイヤーを選定すること。また、バイヤーの選定に当たっては、農林水産省と協議を行うこと。

（5）国内外商談会及び海外見本市の開催に当たっては、全ての商談会において招へいするバイヤー等から、海外見本市においては当該国・地域の有望なバイヤー等から希望品目を聴取し、当該品目に応じて事業者を募集すること。

（6）国内外商談会及び海外見本市の開催に当たっては、事前にバイヤー等への情報提供を行い、最大限の成約が望める最適な商談相手の組合せ（マッチング）を事前に積極的に行うこと。

（7）国内外商談会の開催に当たっては、農林漁業者団体等と連携するなどにより、商談を効果的に実施するために最適な開催回数、開催期日及び場所等を調整の上、開催すること。また、開催場所の選定に当たっては、農林水産省と協議を行うこと。

（8）商談終了後、参加者及び現地のバイヤー等からの問合せ等に対応するとともに、各参加者の商談状況を詳細に把握し、国内外の事務所及び輸出プロモーターを活用して成約に至らない課題を解決するなどの商談支援を通じ、成約率や商談スキルの向上への支援を行うこと。

（9）参加した農林漁業者等及びバイヤー等へのアンケート調査を実施し、当該商談に対する評価、意見及び要望等を取りまとめるとともに、見込みのある事業者に

対しては3か月後、6か月後の成果（成約件数・金額）を把握し、事業者の成果向上のためフォローアップを実施し、当該結果を農林水産省に報告すること。

なお、これら商談会等に参加した事業者に対しては、関係するセミナー、商談会、見本市等及びその他のプログラムへの参加を誘導すること。

（10）上記に係るものの他、補助金の執行にあつては農林水産省と緊密に連携を図ること。

「事業実施のための事業者サポート体制の強化」の事業の内容等

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受けている品目等について、輸出に取り組む事業者による新たな輸出仕向け及び輸出先国での仕向け先の転換（新規市場・有望市場獲得）を強力に後押しするため、別記 1 の事業実施のための事業者サポート体制を強化する本事業の内容及び交付要綱第 1 の事業に要する経費のうち補助対象となる経費の対象範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催

新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等に対して、必要となる情報を提供するためのセミナー及び商談スキル向上研修を開催する。なお、開催に当たっては、以下に留意するものとする。

- (1) 開催回数、開催期日、場所、内容及び目標等を検討調整し、成果に結びつくよう効果的かつ効率的に実施すること。
- (2) 参加者の募集に当たっては、公募を行うこと。また、商談スキル向上研修は、国内外商談会への参加及び海外見本市へ出展を計画している者を主たる対象として実施すること。
- (3) 農林水産物等の輸出に関する国内外の専門家等を講師とし、商談会及び海外見本市での実施結果を踏まえた改善すべき事例（商談後の推奨しがたい事業者の対応例を含む）等を紹介するなど教材、セミナー及び研修の内容をより実践的なものとする。
- (4) 輸出先国の市場動向に加え、輸出に当たって、課題となる最新情報を収集し、セミナーで紹介するなどの活用及びジェトロのホームページにおける情報提供等を通じて、輸出環境の改善を図ること。
- (5) セミナーや研修等に参加した有望な農林漁業者等に対しては、国内外商談会や海外見本市への参加を促し、その後の商談会等への参加状況及び商談成果を取りまとめるなど、効果を検証すること。
- (6) セミナーや研修等に参加した農林漁業者等へのアンケート調査を実施し、当該セミナー及び研修に対する評価、意見及び要望等を取りまとめること。

2 輸出プロモーターの設置

新規・有望市場において、日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等であって輸出に大きな可能性を有する事業者を有望な輸出事業者として育成するため、輸出プロモーターを設置する。

なお、設置に当たっては、以下に留意するものとする。

- (1) 輸出プロモーターには、農林水産物等の貿易実務経験等の輸出に関する専門的知見を有する者等を選定すること。
- (2) 輸出プロモーターは、輸出セミナー等で発掘した全国各地の農林漁業者等に対して、個別の相談に具体的に応じるほか、海外バイヤー等に向けた農林水産物等

の宣伝活動、国内外商談会や見本市への案内及び事業者とのマッチングをサポートするなど、個々の課題の解決を支援し、具体的な商談成約に結びつくための活動を行うこと。

- (3) 輸出プロモーターは、輸出の拡大が見込まれる国や事業者の輸出意欲の高い国の輸入規制及び市場動向等の情報を、輸出に取り組む農林漁業者等に提供すること。
- (4) ジェトロは、輸出プロモーターの公募に当たっては、応募資格、選定方法及び活動内容等を明記した募集要領を作成すること。
- (5) 対象事業者の選定に当たっては、農林水産省と協議すること。なお、対象事業者に対しては、輸出に向けた積極的な活動を求めること。
- (6) 輸出プロモーターが支援した輸出に取り組む事業者の成功事例・失敗事例を取りまとめ、支援を受けた事業者以外の輸出に取り組む事業者が参考にできるようホームページを通じて情報提供を行うこと。

3 海外プロモーターの設置

新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等輸出に大きく貢献する可能性を有する海外バイヤーの発掘及び輸出に取り組む農林漁業者等への情報提供等のため、海外プロモーターを設置する。

なお、設置に当たっては、以下に留意するものとする。

- (1) ジェトロは、輸出戦略を踏まえ、農林水産物等の貿易実務経験等の輸出に関する専門的知見等を有する者を海外プロモーターに選定すること。
- (2) 海外プロモーターは、海外バイヤー等に向けた農林水産物等の宣伝活動、国内外商談会や見本市への案内及び事業者とのマッチングをサポートする等により、海外バイヤーの発掘活動を積極的に進め、市場動向等について、輸出に取り組む農林漁業者等に対してセミナーや相談対応により情報提供を行うこと。
- (3) ジェトロは、海外プロモーターの公募に当たっては、応募資格、選定方法及び活動内容等を明記した募集要領を作成すること。

4 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化

日本産食品の輸出に係る海外の制度情報、商流・コスト構造及び海外市場の動向等についての調査を実施し、情報を蓄積することで、新規・有望市場において日本産食品の新たな海外販路開拓・拡大に取り組む事業者等からの種々な問合せに対応する等の情報提供により、ワンストップステーションとしての体制を構築する。

5 報告書の作成

上記事業の実施状況につき、セミナー等の参加者に対するアンケート、輸出プロモーターの支援による輸出成功事例の創出、商談会・見本市等への支援、海外プロモーターの商談会・見本市等への支援及び課題別専門家のセミナー等の実施状況並びにこれら専門家等の活動状況、ビジネス関係者等への戦略的マーケティングの結果等を踏まえ、事業者の輸出意欲の高い輸出先国や輸出に取り組むに当たっての課題等を含む報告書を作成するものとする。

6 補助対象経費

(1) 人件費

当該補助事業のために雇用し、本事業に直接従事する者にジェトロが支払う実働に応じた対価とする。

人件費の算定方法を示す書類及び業務日誌等、精算に要する書類については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付するものとする。

(2) 謝金

事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。事前説明会における有識者に対する謝金などを含む。

単価については、ジェトロの規程等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

なお、ジェトロの構成員や事業に参画する事業者、参加者に対しては謝金を支払うことはできない。

(3) 賃金

事業を実施するために必要となる業務（資料の整理・収集、事業者サポートの実施に係る補助等）について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。賃金の対価は、ジェトロの賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

(4) 旅費

交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、ジェトロ等が行う各種調査、打合せ及び講師の移動等に必要な旅費とする。

単価については、ジェトロの旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、設定するものとする。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線＋宿泊パックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上、最も安価なチケット等を利用するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、旅費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は、対象としない。

なお、飛行機を利用した場合には、精算時に各人ごとの旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）及び領収書を提出するものとする。

(5) 需用費

事業を実施するための、消耗品及び用具等の購入経費、通信運搬費、翻訳費、広告料、通訳費、印刷費、資料作成費、セミナー等開催に係る物品の輸送費、弁護士相談料、文献・資料等購入費、送金手数料等の雑費（成果を普及するためのホームページ等作成・改修費用を含む。）とする。インターネット使用経費（セミナー等の会場内に設置する事務局用インターネット使用経費を除く。）及び相手が不明な通話経費は、対象としない。

（６）調査費

輸出先国の輸入規制や市場動向について最新情報を収集するための調査を行う費用とする。ジェトロのホームページ等を通じて、輸出に取り組む事業者等が検索できるようにするための費用を含む。

（７）委託費

事業を実施するに当たり、特殊な知識等を必要とする場合において、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費であり、委託先を選択するときは、原則として競争に付すものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

（８）賃借料及び使用料

説明会、セミナー、研修、調査インタビュー等のための会場借料のほか、備品の使用料等とする。

７ 申請できない経費

実施要領第３の１の（１）のイに掲げるほか、次の経費は、事業の実施に必要な経費であっても申請できないものとする。

（１）農林水産物等の購入に要する経費

（２）飲食費

（３）設備（機械・装置）等の購入、開発・改良及び据付等に要する経費

（４）１件（個）当たりの購入価格が５万円以上の物品の取得に要する経費。

また、１件（個）当たりの購入価格が５万円未満のものであるが、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（家電、パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費

（５）ジェトロの他の事業と区分できない経費

（６）商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する経費

（７）日本国内の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）

（８）セミナーや研修の参加者、現地流通事業者及び連絡会議等の参加者の人件費

８ 留意事項

事業の実施に当たっては、輸出戦略に基づくとともに、農林水産省と緊密に連携を図るものとする。

「反転攻勢のための戦略的プロモーションの企画・実行等」の事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第 1 の事業に要する経費のうち補助対象となる経費の対象範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 事業の内容

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受けている品目、国・地域について、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況に臨機応変に対応しつつ、プロモーションによる反転攻勢が効果的である日本産食材の PR キャンペーンをはじめとした戦略的プロモーション等の次の取組を実施する。

- (1) 新規・有望な各市場における戦略的プロモーションの企画のための国内外における情報収集・調査等
- (2) 新規・有望な各市場における戦略的プロモーションの企画・実施等
- (3) 取組の実施状況及び結果（効果を含む。）に係る検証
- (4) 報告書の作成

2 補助対象経費

(1) 人件費

当該補助事業のために雇用し、本事業に直接従事する者にジェトロが支払う実働に応じた対価とする。

人件費の算定方法を示す書類及び業務日誌等、精算に要する書類については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付するものとする。

(2) 謝金

事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行なった人又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。

単価については、ジェトロの規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

(3) 賃金

事業を実施するために必要となる業務（資料の整理・収集、マーケティング実施に係る補助等）について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。賃金の対価は、ジェトロの賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

(4) 旅費

交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、ジェトロが行う各種調査、打合せ、連絡

会議等に必要な旅費とする。また、連絡会議等への有識者の招へいに係る国内 外の移動に要する旅費とする。

単価については、ジェトロの旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、設定するものとする。交通費及び宿泊費は、格安航空券や新幹線＋宿泊パックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上、最も安価なチケット等を利用するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、旅費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象経費としない。

なお、飛行機を利用した場合には、精算時に各人ごとの旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）及び領収書（航空券の半券等の搭乘した証明書を含む）を提出するものとする。

（５）需用費

事業を実施するための消耗品、用具等の購入経費、通信運搬費、翻訳費、通訳費、印刷費、資料作成費、弁護士相談料、文献・資料等購入費、食材費、輸送・通関費、ウェブサイト構築費、車両借上費及び送金手数料等の雑費とする。

また、会食代は補助対象から除く。

なお、購入した文献・資料等については、購入した文献等の一覧表を作成し、農林水産省に提出するものとする。

（６）委託費

委託先を選択するときは、原則として、競争に付すものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

（７）賃借料及び使用料

マーケティング等に係る会場賃借料のほか、備品の使用料等とする。

３ 申請できない経費

実施要領第３の１の（２）のイに掲げるほか、次の経費は、事業の実施に必要な経費であっても申請できないものとする。

（１）飲食費（本事業で使用する食材費は除く。）

（２）設備（機械・装置）等の購入、開発・改良及び据付等に要する経費

（３）１件（個）当たりの購入価格が５万円以上の物品の取得に要する経費

また、１件（個）当たりの購入価格が５万円未満のものであるが、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（家電、パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費。

（４）ジェトロの他の事業と区分できない経費

（５）日本国内の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）

4 留意事項

事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

- (1) 取組の実施状況及び結果に係る検証等に当たっては、事前に農林水産省、経済産業省、ジェトロと協議を行うこと。
- (2) 取組の実施に当たっては、ジェトロや国内に配置する専門家も活用し、輸出に取り組む事業者や農林漁業者団体等の意見を聴取するなど、より効果的に実施するための調整等を行うこと。
- (3) 取組の実施に当たっては、国内外における輸出に取り組む事業者の販売促進活動を促しつつ、それぞれの取組と連携を図るなど、農林水産物等の輸出拡大に資する取組を行うこと。特に、農林漁業者等の関心を海外のマーケットに向けさせるとともに、輸出に取り組む事業者がJ F O O D Oと連携して独自の販売促進活動等が行えるようにするため、メール、電話、訪問及びウェブサイト等により、J F O O D Oの取組について丁寧な情報発信等（実施前後及び実施中の状況説明等）を行うこと。
- (4) 取組の実施に当たっては、ジェトロが有するネットワーク、コネクション及びノウハウ等を最大限活用し、事業の重複を防止しつつ、効果的かつ効率的に取り組むため、ジェトロと密に連携すること。
- (5) 本事業における成果や事業内容の公表等に当たっては、事前に農林水産省と協議を行うこと。
- (6) 上記に係るものの他、補助金の執行にあつては農林水産省と緊密に連携を図ること。

「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等」の事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第 1 の事業に要する経費のうち補助対象となる経費の対象範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 事業の内容

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受けている品目、国・地域について、事業者が新規市場の開拓や有望市場における新たな商流構築を促進できるよう支援するため、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況に臨機応変に対応しつつ、ジェトロと連携しながら、次の取組を実施する。

- (1) 本事業の実施に必要な専門家を国内及び海外に配置する。本専門家には、農林水産物等の貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者、海外において販売代理等の勤務経験を有する者等を選定すること。
- (2) 国内に配置する専門家には、別記 3 の「1 事業の内容」の企画に反映させるために、全国各地の農林漁業者等の輸出への影響や輸出の回復・促進に向けた関心を十分に把握させるとともに、J F O O D O の取組についての丁寧な情報発信（実施前後及び実施中の状況説明等）、農林漁業者等と海外需要とのマッチング、農林漁業者等の海外輸出相談対応や販売促進活動への支援等、J F O O D O が取組を実施する国・地域及び対象品目を中心に日本産農林水産物・食品の輸出拡大に結びつく活動を行わせること。
- (3) 海外に配置する専門家には、別記 3 の「1 事業の内容」の企画に反映させるために、当該国・地域における新型コロナウイルス感染症の拡大による日本産食材の輸出に係る影響を把握させるとともに、上記（2）の農林漁業者等へのサポートに必要な情報収集等の活動を行わせること。
- (4) J F O O D O は、これら専門家の公募に当たっては、応募資格、選定方法及び活動内容等を明記した募集要領を作成すること。

2 補助対象経費

(1) 人件費

当該補助事業のために雇用し、本事業に直接従事する者にジェトロが支払う実働に応じた対価とする。

人件費の算定方法を示す書類及び業務日誌等、精算に要する書類については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付するものとする。

(2) 謝金

事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。

単価については、ジェトロの規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範

圏を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

(3) 賃金

事業を実施するために必要となる業務（資料の整理・収集等に係る補助等）について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。賃金の対価は、ジェトロの賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

(4) 旅費

交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、ジェトロが行う各種調査、打合せ及び研修等に必要な旅費とする。また、研修等への有識者の招へいに係る国内外の移動に要する旅費とする。

単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、設定するものとする。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線＋宿泊パックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上、最も安価なチケット等を利用するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、旅費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象経費としない。

なお、飛行機を利用した場合には、精算時に各人ごとの旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）及び領収書（航空券の半券等の搭乗した証明を含む）を提出するものとする。

(5) 需用費

事業を実施するための消耗品、用具等の購入経費、通信運搬費、翻訳費、通訳費、印刷費、資料作成費、弁護士相談料、文献・資料等購入費、車両借上費及び送金手数料等の雑費とする。また、会食代は補助対象から除く。

なお、購入した文献・資料等については、購入した文献等の一覧表を作成し、農林水産省に提出するものとする。

(6) 委託費

事業を実施するに当たり、特殊な知識等を必要とする場合において、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費であり、委託先を選択するときは、原則として、競争に付すものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(7) 賃借料及び使用料

輸出に取り組む事業者へのマッチング等に係る会場賃借料のほか、備品の使用料等とする。

3 申請できない経費

実施要領第3の1の(2)のイに掲げるほか、次の経費は、事業の実施に必要な経費であっても申請できないものとする。

(1) 飲食費

(2) 設備（機械・装置）等の購入、開発・改良及び据付等に要する経費

(3) 1件（個）当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費。

また、1件（個）当たりの購入価格が5万円未満のものであるが、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（家電、パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費。

(4) ジェトロの他の事業と区分できない経費

(5) 商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する経費

(6) 日本国内の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）

4 留意事項

事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

(1) ジェトロが有するネットワーク、コネクション及びノウハウ等を最大限に活用し、事業の重複を防止しつつ、効果的かつ効率的に取り組むためジェトロと密に連携すること。

(2) 専門家の配置（国・地域及び人数）に当たっては、事前に農林水産省と協議を行うこと。

(3) 上記に係るものの他、補助金の執行にあつては農林水産省と緊密に連携を図ること。

別記様式1（第5関係）

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度日本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的
プロモーション事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請に
ついて

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2
食産第607号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書
類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注3）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とすること。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事
業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更
部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業
内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和〇年度日
本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的プロモーション事業
実施結果の報告について」とし、別添1には、実績を記載すること。

(別添1)

1 事業実施主体の概要

- (1) 事業実施主体の名称
- (2) 所在地及び連絡先
- (3) 代表者の役職及び指名

2 事業の目的

(注) 事業の目的は、6 積算内訳の事業細目の1 海外見本市出展・国内外商談会等ビジネスマッチング支援事業、2 日本産農林水産物・食品戦略的プロモーション事業ごとに記入すること。

3 事業の内容

(注) 事業の内容は、6 積算内訳の事業細目の1 海外見本市出展・国内外商談会等ビジネスマッチング支援事業、2 日本産農林水産物・食品戦略的プロモーション事業ごとに記入すること。

1 海外見本市出展・国内外商談会等ビジネスマッチング支援事業

(1) 事業者サポート体制の強化

ア 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催

- ① セミナー及び商談スキル向上研修の開催場所、開催回数、開催時期及び開催規模(人数等)
- ② 事業内容
- ③ 本事業における目標
事業実施の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

イ 輸出プロモーターの設置

- ① 輸出プロモーターの人数
- ② 事業内容
- ③ 本事業における目標
事業実施の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

ウ 海外プロモーターの設置

- ① 海外プロモーターの設置国及び人数並びに課題別専門家の種別及び人数
- ② 事業内容
- ③ 本事業における目標
事業実施の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

エ 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化

- ① 調査テーマ、調査情報等の蓄積及び事業者等に対する情報提供
- ② 事業内容
- ③ 本事業における目標
事業実施の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

(2) 商談会及び見本市への出展等サポート

- ア 事業実施国・地域又は都市、開催回数、開催時期及び開催規模
- イ 事業内容(輸出戦略との関係を明記)

ウ 本事業における目標

事業実施の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

2 日本産農林水産物・食品戦略的プロモーション事業

(1) 反転攻勢のための戦略的プロモーションの企画・実行等

ア 戦略実施国・地域、ターゲット、対象品目、開催時期、開催回数、開催規模

イ 事業内容

ウ 本事業における目標

事業実施の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等

ア 国内外に配置する専門家の人数及び配置場所

イ 事業内容

ウ 本事業における目標

事業実施の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

4 事業の目標

(注) 事業の目標は、6 積算内訳の事業細目の1 海外見本市出展・国内外商談会等ビジネスマッチング支援事業、2 日本産農林水産物・食品戦略的プロモーション事業ごとに記入すること。

(注) 事業の目標は、上記の事業における具体的な数値目標の記載例は以下のとおり。

- ・ジェトロが商談会及び見本市への出展等のサポートを実施することにより、事業参加者の成約金額●万円以上を達成する。
- ・新規・有望な各市場における参加事業者の対象品目の輸出額について対前年度比で輸出額を●%以上増加させる。
- ・新規・有望な各市場のターゲット消費者における対象品目に応じて、効果把握項目（認知度、購買意向率、購入率、継続購入率）を設定し、前年度比で●倍以上とする。
- ・J F O O D O の取組と連携した事業者数を●社以上とする。
なお、連携とは、参加事業者による① J F O O D O が作成するプロモーションを武器とした現地の取引先との商談の実施、② J F O O D O が実施するプロモーション期間中又は前後における自社商品の販売活動の実施、③ J F O O D O が現地で開催するフェア等への参加（サンプルの提供を含む）等を指す。

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 積算内訳

(注)

- (1) それぞれの事業メニューについて記載すること。
- (2) 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記載すること。
- (3) 事業細目は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。
- (4) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

7 添付資料

- (1) 賃金、人件費及び謝金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業を委託する場合には、見積等の積算の根拠が分かる資料を添付すること。

事業種類	事業細目	事業費	負担区分			備考
			国庫補助金	自己負担金	その他	
I 農林水産物・食品輸出維持・強化緊急対策事業	1 海外見本市出展・国内外商談会等ビジネスマッチング支援事業	千円	千円	千円	千円	〇〇費 △△千円
3 仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション	(1) 事業者サポート体制の強化					〇〇費 △△千円
	(2) 商談会及び見本市への出展等サポート					〇〇費 △△千円
	2 日本産農林水産物・食品戦略的プロモーション事業					〇〇費 △△千円
(1) 高品質な日本産農林水産物・食品のビジネスマッチング支援・戦略的プロモーション事業	(1) 反転攻勢のための戦略的プロモーションの企画・実行等					〇〇費 △△千円
	(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等					〇〇費 △△千円
計						

- (3) 必要に応じて資料を添付すること。